

被害者からのヒアリング対象ケース及び海外調査に使用したモデルケースにおいて得られる(得られた)かもしれない給付に関する検討資料

1 前提

給付額はあくまで概算又は推定であり、実際の給付額とは異なり得る。

各制度の適用の有無についても諸条件により変わり得る。

適用の可能性が想定されるものを挙げているが、実際に適用され得る制度すべてを網羅的に示しているものではない。

地方自治体によっては、重度障害者に対する医療費助成制度やひとり親家庭への各種助成制度等を設けているところもあるが、本資料においては取り上げていない。

各種制度による給付額は、原則として、平成24年8月末日時点の支給基準により算出したもの。ただし、第1 被害者からのヒアリングケース・鈴木氏(仮名)注1参照。

2 参照資料

各制度の適用可能性、給付額については、それぞれの根拠法令、これまでの検討会に提出された資料に加え、以下の資料を参照した。

障害年金・遺族年金制度

- ・ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準(厚生労働省通知・平成24年9月1日改正)

障害者自立支援制度

- ・ 障害福祉サービスの内容(厚生労働省ホームページ)
- ・ 地域生活支援事業の実施について(厚生労働省通知・平成18年8月1日)
- ・ 自立支援医療(精神通院医療)について(厚生労働省ホームページ)
- ・ 補装具費支給制度の内容と対象者(厚生労働省ホームページ)
- ・ 介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)(最終改正平成23年10月1日)

介護保険

- ・ 介護保険制度における要介護認定の仕組み(厚生労働省ホームページ)

児童手当制度

- ・ 児童手当制度のご案内(厚生労働省ホームページ・リーフレット)

第1 被害者からのヒアリングケース

鈴木氏(仮名) 傷害(高次脳機能障害、左半身麻痺)事件被害者

1 被害時の状況

年齢	性別	家族構成	収入	負債	その他経済的状況
不明	男性	内縁の妻と同居	月100万円くらいの手取り	不明	・民間の保険会社との年金契約は結んでいなかった

2 被害後の状況

		状況	得た給付	得られるかもしれない給付
収入		無収入となった	犯罪被害者等給付金419万円(1/3減額された額。障害給付金に加え、重傷病給付金を含んでいる可能性あり)(注1)	【障害基礎年金】786,500円~983,100円/年 【障害厚生年金】加入期間と収入から計算される額(厚生年金に加入している場合)
住居		・家賃10万円 ・トイレ改造、段差の解消、手すりの設置	市が改造費用の一部を補助	
医療	被害者	・被害直後の手術・入院費等で約200万円(約4か月);右の計算上、各月医療費50万円と設定 ・退院後、2つの病院に2週間に1度のペースで通院(付添が必要) ・リハビリ費用1回4千円 ・高次脳機能障害(健忘・暴力)	(犯罪被害者等給付金419万円(再掲))	【高額療養費制度】状況に応じ、約147万円以上(注2) 【障害者自立支援法(精神通院医療)] 指定自立支援医療機関における医療費のうち、保険給付及び自己負担額を除いた額(注3)
	家族	-		
障害		・高次脳機能障害 ・左半身麻痺 ・外出の際は介助が必要 ・車いすの生活	(犯罪被害者等給付金419万円(再掲))	【障害者自立支援法(居宅介護等)自己負担額を除く介護費用等(注4) 【障害者自立支援法(移動支援事業)] 自己負担額を除くヘルパー派遣費用等(注5) 【障害者自立支援法(補装具費)] 自己負担額を除く補装具の購入や修理に要した費用(注6) <65歳に達したとき> 【介護保険] 介護サービス費の9割(注7)
扶養義務のある者		-		
損害賠償		民事裁判で1億6千万円の賠償が認められたが、支払無し		損害賠償を受けた場合、障害年金の受給額が調整される。

- (注1)平成20年4月に改正(同年7月施行)される前の基準により給付された額。
- (注2)月あたりの医療費で計算。損害賠償が行われた場合にはその限度で保険給付は免責される。
- (注3)所得の状況によって負担上限月額が2,500円～20,000円(これに満たない場合には1割を負担)。なお、生活保護受給世帯の場合の自己負担は0円。
- (注4)所得の状況によって負担上限月額が9,300円又は37,200円(これに満たない場合には1割を負担)。なお、市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の場合の自己負担額は0円。
- (注5)利用者負担の額等は自治体によって異なる。
- (注6)負担上限月額は37,200円(これに満たない場合には1割を負担)。なお、市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の場合の自己負担額は0円。
- (注7)介護保険サービスを利用する場合。前年の所得状況に応じて、生活保護又は市町村民税非課税の場合の自己負担上限月額は15,000円～24,600円。施設サービスを利用した場合、食費、居住費の補足給付あり。

大崎氏 殺人事件遺族(殺人未遂被害者の父)

1 被害時の状況

年齢・性別	被害者の家族構成	収入	負債	その他経済的状況
・妻 不明 ・長男 中学生 ・次男 小学校 低学年	・夫(ヒアリング対象者)、妻(殺人事件被害者)、 子ども2人(殺人未遂事件被害者) ・両親、弟(加害者)と同じ敷地に居住	共働きで年収約 600 万 円	・保育園費滞納 ・水道料金滞納 ・住宅ローン	・事件の4～5年前に生命保険を解約した ・火災保険に加入していた

2 被害後の状況

	状況	得た給付	得られるかもしれない給付
収入	・400 万円に減少 ・直後は口座凍結	()	【遺族厚生年金】 加入期間と収入から計算される額(被害者が厚生年金に加入していた場合) <子どもが 20 歳に達したときに1級又は2級の障害にある場合> 【障害基礎年金】 786,500 円～983,100 円/年(子ども1人当たり。所得制限有り)
住居	家財道具焼失	なし(ただし、火災保険金について住宅ローン返済に充当される)	
医療 被害者 家族	- 子ども2人 ・被害直後入院(刺傷) ・精神治療(ADHD・PTSD) (悲鳴をあげる、電車内で寝そべる、突然奇声をあげる等)	刺傷に係る医療費について、療養の給付・高額療養費ともに不明	【犯罪被害給付制度(重傷病給付金)】 上限 240 万円(療養費自己負担額。子ども2人。ただし、最大で 2/3 減額の可能性あり(最大減額後の上限 80 万円))(注1) 【高額療養費制度】 一般的な所得の場合、一部負担金 - (80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%) (注2) 【障害者自立支援法(精神通院医療)】 指定自立支援医療機関における医療費のうち、保険給付及び自己負担額を除いた額(注3)
障害	子ども2人 ・外出時、付添が必要		【障害者自立支援法(移動支援事業)】 自己負担額を除くヘルパー派遣費用等(注4) 【障害者自立支援法(居宅介護等)】 自己負担額を除く介護費用等(注5) 【児童福祉法(放課後等デイサービス等)自己負担額を除く障害児通所給付等(注6) <症状が固定された場合> 【犯罪被害給付制度(障害給付金)】 36 万円～約 4,400 万円(子ども2人。ただし、最大で 2/3 減額の可能性あり(最大減額後 12 万円～約 1,500 万円))(注1)
扶養義務のある者	子ども2人		【児童手当】 120,000 円/年(子ども1人当たり。中学校を卒業するまで) 【児童扶養手当】 177,360 円～557,160 円/年(18 歳未満) 【特別児童扶養手当】 805,680 円～1,209,600 円/年(子ども2人・20 歳未満)
損害賠償	-		賠償を受けた場合、犯罪被害者等給付金の支給額が調整される。

() 遺族給付金の裁定を申請せず(親族間犯罪のため。)

(注1)犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合、犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合などに全部又は一部が支給されないことがある。また、他の法により給付等が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合には、その限度において支給額が調整される。

(注2)月あたりの医療費で計算。損害賠償が行われた場合にはその限度で保険給付は免責される。

(注3)所得の状況によって負担上限月額が2,500円～20,000円(これに満たない場合は1割を負担)。なお、生活保護受給世帯の場合の自己負担は0円。

(注4)利用者負担の額等は自治体によって異なる。

(注5)所得の状況によって負担上限月額は9,300円又は37,200円(これに満たない場合には1割を負担)。なお、市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の場合の自己負担額は0円。

(注6)所得の状況によって負担上限月額は4,600円～37,200円(これに満たない場合には1割を負担)。なお、市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の場合の自己負担額は0円。

佐藤氏(仮名) 傷害(胸部以下麻痺)事件被害者家族

1 被害時の状況

年齢	性別	家族構成	収入	負債	その他経済的状況
60代前半	男性	独り暮らし(妻と離婚、子ども(ヒアリング対象者を含む)は独立)	不明(給与と年金)	・100万円(年金担保) ・国保滞納	・生命保険に加入していなかった

2 被害後の状況

	状況	得た給付	得られたかもしれない給付
収入	給与収入は無くなった	・生活保護 ・障害給付金約1,900万円	【障害基礎年金】983,100円/年 【障害厚生年金】加入期間と収入から計算される額(被害者が厚生年金に加入していた場合)
住居	(介護のためベッド改造を検討。ただし、改造前に死去)	(障害給付金を活用する予定だった)	
医療	被害者	・被害直後入院(頸椎損傷) ・転院に伴う諸費用 ・おむつ代、クリーニング代等	【高額療養費制度】一般的な所得の場合、一部負担金 - (80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%)(注1、注2) 【犯罪被害給付制度(重傷病給付金)】上限120万円(療養費自己負担額 + 休業損害を考慮した額)(注3)
	家族	-	
障害	常時介護を有する胸部以下の完全麻痺	・障害給付金約1,900万円(再掲)	【障害者自立支援法(療養介護等)】自己負担額を除く療養介護費用等(注4、注5、注6) <65歳に達したとき> 【介護保険】介護サービス費の9割(注7)
扶養義務のある者	-		
損害賠償	・加害者の弁護士から申し出あり ・民訴提訴断念(加害者の資力)	2万円受領	障害年金の受給額が調整される。

(注1)月あたりの医療費で計算。損害賠償が行われた場合にはその限度で保険給付は免責される。

(注2)国民健康保険の被保険者の場合、所得区分の判定は、療養を受けた月が1～7月であれば前々年、8～12月であれば前年の所得により行う。生活保護受給中は、医療費の全額が公費負担となり、自己負担はない。

- (注3)犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合、犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合などに全部又は一部が支給されないことがある。また、他の法令により給付等が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合には、その限度において支給額が調整される。
- (注4)所得の状況によって負担上限月額が 9,300 円又は 37,200 円(これに満たない場合には1割を負担)。なお、市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の場合の自己負担額は0円。
- (注5)療養介護を利用する場合、所得等に応じて医療費・食費の減免あり。
- (注6)施設入所支援を利用する場合、所得等に応じて食費・光熱水費の減免あり。
- (注7)介護保険サービスを利用する場合、前年の所得状況に応じて、生活保護又は市町村民税非課税の場合の自己負担上限月額は 15,000 円～24,600 円。施設サービスを利用した場合、食費、居住費の補足給付あり。

田中氏(仮名) 殺人事件被害者遺族

1 被害時の状況

年齢	性別	被害者の家族構成	収入	負債	その他経済的状況
30代前半	男性	夫(被害者)、妻(ヒアリング対象者。妊娠中)、子ども1人	夫婦共働き	不明	夫の収入を生活費に充て、妻の収入は貯金

2 被害後の状況

	状況	得た給付	得られるかもしれない給付
収入	夫の収入が無くなり、世帯の収入は3分の1に減少した。	<ul style="list-style-type: none"> ・会社関係の保険金 ・遺族給付金 約 1900 万円 ・遺族年金(子どもが 18 歳に達するまで)(注1) ・親からの支援 	
住居	引越し費用約 10 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族給付金 約 1900 万円(再掲) 	
医療	被害者	-	
	家族	-	
障害	-		
扶養義務のある者	子ども2人(うち1人は事件当時妊娠中)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業給付金 約6万円/月(1歳に達するまで) ・遺族給付金 約 1900 万円(再掲) ・遺族年金(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 【児童手当】 180,000 円/年(子ども1人当たり。3歳未満) 120,000 円/年(子ども1人当たり。3歳～中学校を卒業するまで) 【母子寡婦福祉貸付金】 ・修学資金 高校(30,000 円～52,500 円/月)、大学(54,000 円～96,000 円/月) ・就学支度資金 高校(16 万円～42 万円)、大学(38 万円～59 万円)
損害賠償	民事訴訟継続中(弁護士費用 250 万円) *なお、刑事裁判中の被害者弁護 150 万円		賠償を受けた場合、遺族年金の受給額が調整される。

(注1)遺族基礎年金 1,239,100 円/年(子ども2人。受給権取得当時胎児であった子が生まれたときは、加算対象となる(国民年金法第 39 条第 2 項)。)
遺族厚生年金 加入期間と収入から計算される額

第2 海外調査に使用したモデルケース

死亡したケース(夫が犯罪被害により死亡したケース)

1 被害時の状況

年齢	性別	家族構成	職業	収入	負債	その他経済的状況
40歳	男性	妻(38歳・専業主婦)、 長男(11歳)、長女(9歳)	会社員	550万円	-	-

2 被害後の状況

		状況	得られるかもしれない給付
収入		無収入となった	【犯罪被害給付制度(遺族給付金)】 約2400万円 + 上限120万円(死亡前に要した療養費自己負担額 + 休業損害を考慮した額)(注1) 【遺族基礎年金】 1,239,100円/年 【遺族厚生年金】 加入期間と収入から計算される額(被害者が厚生年金に加入していた場合)
住居		-	
医療	被害者		【医療保険制度】 ・療養の給付(医療費の7割) ・高額療養費 一般的な所得の場合、一部負担金 - (80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%)(注2)
療	家族	-	
障害		-	
扶養義務のある者			【児童手当制度】 長男が中学校を卒業するまで 24万円/年 長男が中学校を卒業した後長女が中学校を卒業するまで 12万円/年 【母子寡婦福祉貸付金】 ・修学資金 高校(30,000円 ~ 52,500円/月)、大学(54,000円 ~ 96,000円/月) ・就学支度資金 高校(16万円 ~ 42万円)、大学(38万円 ~ 59万円)
損害賠償			賠償を受けた場合、犯罪被害者等給付金の支給額及び遺族年金の受給額が調整される。

(注1)犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合、犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合などに全部又は一部が支給されないことがある。

また、他の法令により給付等が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合には、その限度において支給額が調整される。

(注2)月あたり医療費で計算。損害賠償が行われた場合にはその限度で保険給付は免責される。

重度障害が残存したケース（犯罪被害により、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となったケース）

1 被害時の状況

年齢	性別	家族構成	職業	収入	負債	その他経済的状況
40歳	男性	妻（38歳・専業主婦）、 長男（11歳）、長女（9歳）	会社員	550万円	-	-

2 被害後の状況

		状況	得られるかもしれない給付
収入			【犯罪被害給付制度（障害給付金）】 約2600万円（注1） 【障害基礎年金】 1,435,700円/年 【障害厚生年金】 加入期間と収入から計算される額（被害者が厚生年金に加入していた場合）
住居		-	
医療	被害者	・6か月間の入院 ・1年間の通院	【犯罪被害給付制度（重傷病給付金）】 上限120万円（療養費自己負担額＋休業損害を考慮した額）（注1） 【医療保険制度】 ・療養の給付（医療費の7割） ・高額療養費 一般的な所得の場合、一部負担金 - (80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%)（注2） ・傷病手当金 最大1年6か月の支給で約490万円（賞与58万円・月給を41万円と想定）
	家族	-	
障害		・要随時介護 （障害等級1級相当）	【障害者自立支援法（重度訪問介護等）】 自己負担額を除く介護費用等（注3） <被害者が65歳に達したとき> 【介護保険制度】 介護サービス費の9割（注4）
扶養義務のある者			【児童手当制度】 長男が中学校を卒業するまで 24万円/年 長男が中学校を卒業した後長女が中学校を卒業するまで 12万円/年
損害賠償			賠償を受けた場合、犯罪被害者等給付金の支給額及び障害年金の受給額が調整される。

（注1）犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合、犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合などに全部又は一部が支給されないことがある。また、他の法令により給付等が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合には、その限度において支給額が調整される。

（注2）月あたり医療費で計算。損害賠償が行われた場合にはその限度で保険給付は免責される。

(注3)所得の状況によって負担上限月額が9,300円又は37,200円(これに満たない場合には1割を負担)。なお、市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の場合の自己負担額は0円。

(注4)介護保険サービスを利用する場合、前年の所得状況に応じて、生活保護又は市町村民税非課税の場合の自己負担上限月額は15,000円～24,600円。施設サービスを利用した場合、食費、居住費の補給あり。

重傷病（精神疾患）を負ったケース（強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けたケース）

1 被害時の状況

年齢	性別	家族構成	職業	収入	負債	その他経済的状況
25歳	女性	・独身、両親と別居 ・父(50歳)、母(48歳)	会社員	250万円	-	-

2 被害後の状況

		状況	得られるかもしれない給付
収入		-	
住居		-	
医療	被害者	・1年間の通院	【犯罪被害給付制度(重傷病給付金)】 上限120万円(療養費自己負担額+休業損害を考慮した額)(注1) 【医療保険制度】 ・療養の給付(医療費の7割) ・高額療養費 一般的な所得の場合、一部負担金 - (80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%)(注2) ・傷病手当金 最大1年6か月の支給で約230万円(賞与22万円・月給を19万円と想定) 【障害者自立支援法(精神通院医療)】 ・指定自立支援医療機関における医療費のうち、保険給付及び自己負担額を除いた額(注3)
	家族	-	
障害		-	
扶養義務のある者		-	
損害賠償			賠償を受けた場合、犯罪被害者等給付金の支給額が調整される。

(注1) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合、犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合などに全部又は一部が支給されないことがある。また、他の法令により給付等が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合には、その限度において支給額が調整される。

(注2) 月あたり医療費で計算。損害賠償が行われた場合にはその限度で保険給付は免責される。

(注3) 所得の状況によって負担上限月額が2,500円～20,000円(これに満たない場合は1割を負担)。なお、生活保護受給世帯の場合の自己負担は0円。

夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)

1 被害時の状況

年齢	性別	家族構成	職業	収入	負債	その他経済的状況
40歳	女性	夫(43歳・加害者)、妻(40歳・被害者)、 長男(14歳)、長女(11歳)	専業主婦	なし	-	-

2 被害後の状況

	状況	得られるかもしれない給付
収入		【犯罪被害給付制度(遺族給付金)】 約480万円 + 上限120万円(死亡前に要した療養費自己負担額)(注1) 【遺族基礎年金】 子ども一人当たり506,400円/年(父と子が生計を同じくしない場合)
住居	-	
医療	被害者	【医療保険制度】 ・療養の給付(医療費の7割) ・高額療養費 一般的な所得の場合、一部負担金 - (80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%) (注2)
	家族	-
障害	-	
扶養義務のある者		【児童手当制度】 長男が中学校を卒業するまで 24万円/年 長男が中学校を卒業した後長女が中学校を卒業するまで 12万円/年
損害賠償		賠償を受けた場合、犯罪被害者等給付金の支給額が調整される。

(注1) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合、犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合などに全部又は一部が支給されないことがある。また、他の法令により給付等が行われるべき場合や損害賠償が行われた場合には、その限度において支給額が調整される。

(注2) 月あたり医療費で計算。損害賠償が行われた場合にはその限度で保険給付は免責される。